

平成29年労第254号 併合  
平成29年労第255号

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）Aの再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで同人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにあり、請求人Bの再審査請求の趣旨は、監督署長が同日付けで同人に対してした同法による葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人A及び請求人B（以下両者を併せて「請求人ら」という。）の亡父（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日から昭和〇年〇月〇日までの約〇年〇か月、C所在のD会社E工場において、石綿セメント高圧管の製造等の業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日付けで、労働局長からじん肺管理区分「管理4、PR1、F（++）、療養要」の決定を受け、F医院等において療養を続けていたが、平成〇年〇月〇日、入所先の施設において死亡した。死亡診断書には、直接死因「膀胱がん（末期）」、膀胱がんの原因「石綿肺（アスベスト）」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人Aが遺族補償給付を、請求人Bが葬祭料の請求をそれぞれしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の各処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人らが本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人らは、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対しそれぞれ審査請求をしたところ、審査官は、併合して審理する必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第14条の2の規定により、これらを併合して審理し、平成〇年

○月○日付けでこれらを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として、それぞれ本件再審査請求をした。

なお、当審査会は、これらの再審査請求について、併合して審理を行う必要があると認め、労審法第50条において準用する同法第14条の2の規定により、これらを併合した。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

請求人らは、①直接死因たる膀胱がんと石綿ばく露作業との間には医学的因果関係が認められないとしている本件処分は誤りであり、仮にこの因果関係が認められないとしても、②石綿肺による肺機能が悪化していたため膀胱がんの手術ができなかったために死亡したものであると主張しているため、以下検討する。

(1) 被災者の直接死因について、G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「膀胱がん末期での症状の出現、それに加えての食欲低下による全身衰弱での心不全、呼吸不全状態に至った。」旨述べている。同医師は、直接死因と石綿肺の医学上の因果関係について、上記意見書においてこれを否定し、また、H医師も、同年○月○日付け意見書においてこれを否定している。さらに、I医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「石綿ばく露と膀胱がん発病の間には既知の関連性はない。」との意見を述べている。

(2) 被災者の肺機能の状態について、I医師は、上記意見書において、「平成○年○月から平成○年○月まで、一貫してF++の状態にあるものの、進行性は

ない。」との意見を述べているところ、当審査会としても、被災者の年金保険給付に係る肺機能の検査結果を精査したが、少なくとも機能低下の進行が顕著には認められないものであるとの結論に達した。

(3) 以上のように、被災者は、じん肺が有力な原因となって死亡したとは認め難く、被災者の死亡とじん肺との間に相当因果関係があるとは判断し難いものであり、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認めることはできない。

なお、請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人らのそれぞれの本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。